

水防法改正に伴う要配慮者利用施設「避難確保計画」作成等説明会 質疑応答

日時：平成29年8月21日（月） 【1回目】16時～17時30分
【2回目】19時～20時30分

会場：熊谷市立商工会館 大ホール（2階）

質疑応答

(Q) 訓練について、消防訓練と同じように市への実施報告は必須か。

(A) 訓練は避難確保計画に基づき実施されるため、訓練の実施自体の報告は法律上義務付けられてはいません。

ただし、訓練の実施は要配慮者利用施設の避難確保において極めて重要であることから、今後、市から実施状況を照会させていただく可能性があります。

(Q) 平成29年2月に県が開催した「水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会」で、地域住民と連携して訓練を実施するように指示があり、自治会に依頼して、訓練に参加していただいた経緯がある。今回の訓練について「地域住民の参加」は必須か。

(A) 地域住民の訓練参加は必須項目ではありません。しかしながら、地域と連携し、より多くの関係者に参加していただくことにより、訓練の実効性が高まると考えますので、可能な範囲で参加依頼をお願いします。

(Q) 各種様式はエクセルやワード形式でも取得可能か

(A) 国土交通省ホームページ「要配慮者利用施設の浸水対策」からダウンロード可能です。

(Q) 例えば、直近の指定避難所（小学校）の浸水深5mとなっている場合、浸水想定区域外等の浸水のおそれが少ない小学校を避難先としても良いか。

(A) ご質問のとおりで相違ありません。

(Q) 避難勧告等の避難情報はどのような手段で市から伝達されるのか。

(A) 様々な手段を使って市民へ伝達する予定です。

まず、熊谷市域内の携帯電話に強制的にメールを送付する「緊急速報メール」を使ってお知らせします。「緊急地震速報」同様、事前の登録は一切不要です。

また、災害情報共有システム「Lアラート」を利用して、熊谷市の避難情報をテレビ・ラジオ等のマスコミに一括配信しますので、大雨の際はできるだけテレビ等での情報収集をお願いします。テロップ表示等に注意してください。

また、防災行政無線での放送、市ホームページやSNS（ツイッター、フェイスブック）での情報発信、広報車等での情報提供も行いますので、積極的な情報収集をお願いします。

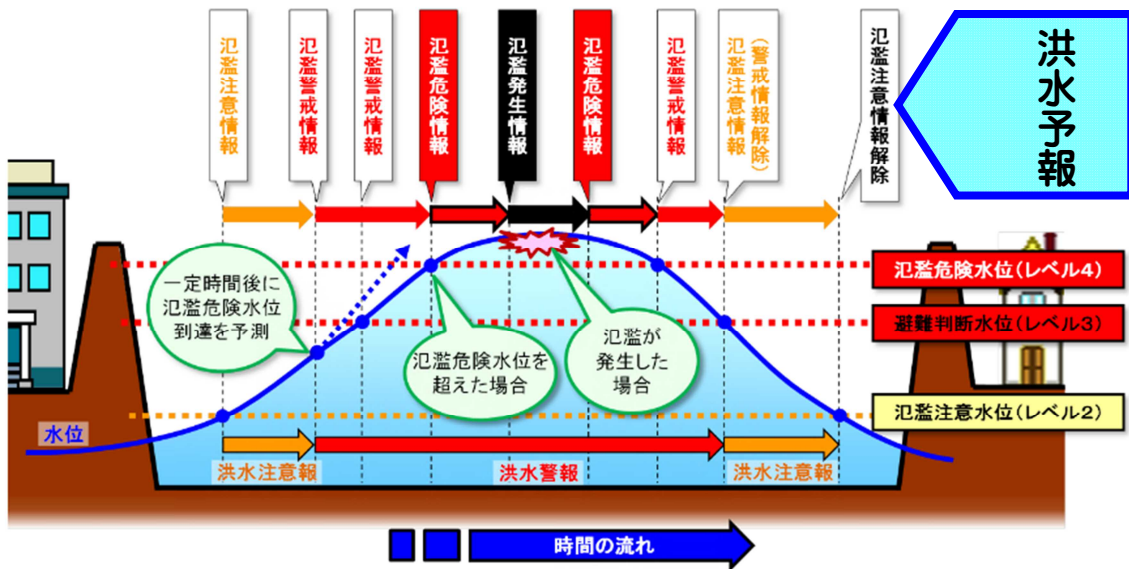
(Q) 避難確保計画の提出先は？

(A) それぞれの施設の所管課となります。作成した「避難確保計画」2部を提出してください。

施設の種別	提出先
病院	健康づくり課
介護老人保健施設等	長寿いきがい課
障害者支援施設等	障害福祉課
児童福祉施設等	こども課
保育所等	保育課
私立幼稚園	危機管理室

(Q) 市から伝達される洪水予報の発表の頻度は？

(A) 洪水予報は、荒川・利根川の水位が「氾濫注意水位（荒川3.5m、利根川1.9m）」に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに最初の段階の「氾濫注意情報」が発表されます。以降、水位等に応じて「氾濫警戒情報」「氾濫危険情報」「氾濫発生情報」が発表されます。



過去の例を見てみますと、直近10年間において、洪水予報発表の基準となる水位「氾濫注意水位」を超えた回数は、荒川（熊谷観測所）で3回、利根川（八斗島観測所）で2回です。

(Q) 国土交通省「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）」8ページ【作成支援編】ステップ4に、情報収集班や避難誘導班の役職及び氏名を記入する欄があるが、氏名は必須か。365日24時間ローテーションで勤務しているため、該当職員全員の氏名記載は難しい。

(A) 当該表は、同「手引き別冊（作成支援編・様式編）」の様式編14ページに記載

のある「別表 1 自衛水防組織の編成と任務」であり、努力義務である自衛水防組織を設置した場合に限り、作成が求められる表となります。自衛水防組織を設置している施設においては、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、自衛水防組織の構成員を市へ報告する必要があります。自衛水防組織を設置している場合は、役割分担が明確になるよう各班の代表者名（又はリーダー）を明示し、「班員〇名、担当係員でローテーションする」等の表記をお願いします。